

〔ルートイングループ寄附金等活用〕長野県飛び立て若者奨学金給付要綱

(平成27年4月16日制定)

(平成27年8月24日改正)

(平成29年4月10日改正)

(平成30年4月11日改正)

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく長野県の措置を受けていた児童が大学等に進学した場合に奨学金を給付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(給付対象者)

第2条 奨学金の給付を受けることができる者は、次の各号の全てを満たす者とする。

- (1) 満16歳に達する年度から満18歳に達する年度までの間に、長野県から児童福祉法第27条第1項第3号に基づく次のいずれかの措置(第4号において「措置」という。)を受けたことのある者
 - ア 小規模住居型児童養育事業を行う者への委託措置
 - イ 里親への委託措置
 - ウ 児童養護施設への入所措置
 - エ 障害児入所施設への入所措置
 - オ 児童自立支援施設への入所措置
- (2) 満21歳に達する年度までに次の学校(以下「大学等」という。)に入学した者。ただし、ウの高等専門学校にあっては、「次の学校(以下「大学等」という。)に入学」を「高等専門学校の4年次に進級」と読み替えるものとする。
 - ア 大学
 - イ 短期大学
 - ウ 高等専門学校
 - エ 専門学校
 - オ その他高等学校の卒業を入学の要件とする学校で奨学金の支給が適当と知事が認めるもの
- (3) 第5条に定める知事が別に定める日において、大学等の定める学則に規定する正規の在学期間の終期までの期間が1年を超える者
- (4) 満18歳に達する年度に措置されていなかった者にあつては、第5条に規定する知事が別に定める日において証明することのできる直近の学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者の市町村民税所得割が非課税であるもの。
- (5) 長野県医学生修学資金又は長野県看護職員修学資金の貸与を受けない者
- (6) その他長野県が実施する給付型奨学金の給付を受けない者

(奨学金の額)

第3条 奨学金の給付の額は、月額5万円とする。

2 前項の規定の他、大学等への入学年度に10万円を給付する。

(給付の期間)

第4条 奨学金の給付の期間は、大学等の定める学則に規定する正規の在学期間に相当する月数（高等専門学校にあっては24月）とする。ただし、停学またはこれに相当する処分（第9条第1項において「停学の処分」という。）を受けた者にあっては、その効力の属する月数を除算する。

(給付の申請)

第5条 奨学金の給付を受けようとする者（次条において「申請者」という。）は、知事が別に定める日までに、〔ルートイングループ寄附金等活用〕長野県飛び立て若者奨学金給付申請書（様式第1号。次条及び第12条において「申請書」という。）及び次の各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 大学等が発行する在学証明書。ただし、申請時に提出することが困難な場合にあっては、入学の許可を得たことを証する書類を提出するものとし、大学等への入学後、すみやかに在学証明書を提出するものとする。
- (2) 次の区分による推薦書（様式第2号）
 - ア 第2条第1号のア又はイの委託措置を受けていた者…受託者の推薦書
 - イ 同号のウからオまでの入所措置を受けていた者…当該施設の長の推薦書
- (3) 第2条第4号に該当する者にあっては、保護者の市町村民税所得割が非課税であることを証する別に定める書類

(給付の決定)

第6条 知事は、申請書を受理したときは審査をし、適当と認めるときは、奨学金の給付を決定するものとする。

- 2 知事は、前項に定める奨学金の給付の決定にあたっては、別に定める選考委員会の意見を聴取するものとする。
- 3 知事は、第1項の規定により給付を決定したときは、その旨を〔ルートイングループ寄附金等活用〕長野県飛び立て若者奨学金給付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(奨学金の給付)

第7条 奨学金は毎年6月に当該年度の4月分から9月分までを、毎年12月に当該年度の10月分から3月分までをそれぞれ給付するものとする。

- 2 前項の規定に係わらず、第6条第1項に定める奨学金の給付の決定の時期が当該年度の10月から翌年3月までの者にあっては、当該年度の4月分から9月分までに係る奨学金は給付しない。
- 3 第3条第2項に規定する奨学金については、大学等への入学年度の初回の奨学金給付に併せて給付するものとする。

(学業成績表等の提出)

第8条 奨学金の給付の決定を受けた者（以下「被給付者」という。）は、大学等におけ

る学業成績表又はその他の知事が定める書類（この条及び次条において「学業成績表等」という。）を次の各号に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(1) 前期分の学業成績表等 当該年度の10月末日まで

(2) 後期分の学業成績表等 当該年度の翌年度の4月末日まで

2 学業成績表等の発行が年1回である場合は、前項の規定にかかわらず、被給付者は学業成績表等をその対象となる年度の翌年度の4月末日までに知事に提出しなければならない。

（給付の停止）

第9条 被給付者が休学し、又は停学の処分を受けたときは、その事実の発生した日の属する月の翌月分から奨学金の給付を停止するものとする。

2 被給付者が正当な理由なくして学業成績表等を提出しないときは、給付を停止することがある。

3 前2項の規定により給付を停止された者が復学し、又は学業成績表等を提出した場合は、復学した日の属する月又は書類を提出した月の翌月から奨学金の給付を再開する。

4 知事は、第1項又は第2項の規定により給付を停止するときは〔ルートイングループ寄附金等活用〕長野県飛び立て若者奨学金給付停止通知書（様式第4号）により、また、前項の規定により給付を再開したときは〔ルートイングループ寄附金等活用〕長野県飛び立て若者奨学金給付再開通知書（様式第5号）により、被給付者に通知するものとする。

5 第1項又は第2項の規定による停止があった場合で、既に給付が停止された月以降の分として給付された奨学金があるときは、その資金を当該被給付者が復学し、又は停止の解除があった日の属する月の翌月以降分として給付されたものとみなす。この場合において、既に給付された奨学金がこの要項に基づき給付すべき総額を超えているときは、知事は被給付者に対して当該超えた額の返還を求めるものとする。

（給付の廃止）

第10条 被給付者が大学等の在学期間において次の各号のいずれかに該当に至ったときは、その事由が発生した月の翌月（第3号及び第6号にあってはその事由の発生した月。それぞれ第3項において「当該廃止月」という。）以降の奨学金の給付を廃止するものとする。

(1) 退学したとき

(2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき

(3) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき

(4) 死亡したとき

(5) 奨学金の給付を受けることを辞退したとき

(6) 奨学金の給付期間が、大学等の定める正規の在学期間を超えたとき

(7) その他奨学金給付の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき

2 知事は、前項の規定により給付を廃止したときは、〔ルートイングループ寄附金等活

用] 長野県飛び立て若者奨学金給付廃止通知書(様式第6号)により、その旨を被給付者に通知するものとする。

- 3 第1項の規定により給付が廃止された場合で、既に当該廃止月以降の分として給付された奨学金があるときは、同項第4号の場合を除き、知事は被給付者に対して当該給付された奨学金の返還を求めるものとする。

(給付決定の取り消し)

第11条 被給付者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第1項の規定による決定を取り消すものとする。

- (1) 虚偽の申請により第6条第1項の規定による給付決定を受けたとき
- (2) 被給付者が禁錮以上の刑を受けることが確定したとき
- (3) その他被給付者としてふさわしくない非違行為等があったとき

2 知事は、前項の規定により給付の決定を取り消したときは、[ルートイングループ寄附金等活用] 長野県飛び立て若者奨学金給付決定取消通知書(様式第7号)により、その旨を被給付者に通知するものとする。

3 前項の規定により給付決定を取り消したときは、知事は被給付者に対して給付された奨学金の返還を求めるものとする。

(届出)

第12条 被給付者は、休学、停学又は退学したときは、直ちに、休学(停学、退学)届(様式第8号)によりその旨を知事に届け出なければならない。

2 被給付者は、復学したときは、復学した日から1月以内に、復学届(様式第9号)によりその旨を知事に届け出なければならない。

3 被給付者は、申請書に記載した事項に異動があったときは、異動届(様式第10号)によりその旨を知事に届け出なければならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、奨学金の給付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成27年4月1日以降大学等に入学する者から適用する。

2 前項の規定にかかわらず、この要綱は平成27年度に限り、平成23年4月1日以降に大学等に入学した者に適用する。

附 則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、第2条第6号の規定は、平成30年4月1日以降に大学等に入学した者に適用する。